

## 20. 奨学資金の貸付に関すること

### 経緯

奨学資金制度は、昭和 41 年に木曾地域における人材育成の観点から、特に義務教育学校の教員養成を目的として創設された。

平成 6 年、貸付対象者の拡大や貸付金額の引き上げなど、制度の大幅な改正が行なわれ現在に至っている。これら制度改正に必要な貸付原資については、平成 8～16 年度までの 9 年間に 9,000 万円の増額を行っている。

その後、看護師等(看護師及び准看護師)を対象にした、奨学金貸付制度を平成 21 年度より開始した。この制度は平成 23 年度に木曾圏域での看護師等の確保を目的として改正され、養成施設を卒業した日から 1 年以内に免許を取得し、又は養成施設を卒業した後、直ちに、木曾圏域の医療施設において業務に従事し、その従事した期間が 3 年間継続した場合、奨学資金の償還の全部が免除されることとなった。

### 現状と課題

広域連合発足以来、毎年 5～9 名の新規貸付を行っている。平成 18 年度からは毎年 5 名の新規貸付を行い、今までに 214 名がこの制度を利用している。

また、看護師等を対象とした奨学金の貸付原資は 7,200 万円で約 10 年間継続する予定である。一般・看護師等の貸付原資が限られている中で、応募者数が毎年 10～20 名はあり、貸付を希望しながら受けられない住民がいる。今後も郡内各町村の奨学資金制度との連携や本奨学資金制度の充実について検討する必要がある。

### 今後の方針

奨学資金、看護師等奨学資金ともそれぞれの関係条例に基づき、適正な制度の運用を行う。

### 施策

- ① 奨学資金の貸付、償還事務
- ② 看護師等奨学資金の貸付、償還事務

#### ■ 一般奨学資金貸付人数

(単位：人)

年 度	H20	H21	H22	H23	合計
木 曾 町	1	2		1	4
上 松 町		1			1
南木曾町	2	1	3	1	7
木 祖 村	1	1	2	2	6
王 滝 村					0
大 桑 村	1			1	2
合 計	5	5	5	5	20

#### ■ 看護師等奨学資金貸付人数

(単位：人)

年 度	H21	H22	H23	合計
木 曾 町	2	2	2	6
上 松 町				0
南木曾町				0
木 祖 村			1	1
王 滝 村				0
大 桑 村				0
合 計	2	2	3	7